

## 横須賀市ナラ枯れ被害木処理支援補助金交付要綱

(総則)

第1条 自己及び近隣周辺の安全を阻害する、ナラ枯れの被害を受けた樹木の処理に要する費用に対する補助金の交付については、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。）に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 被害木 カシノナガキクイムシが媒介するナラ菌によって引き起こされるナラ枯れの被害として、穿入穴から木くずが出ているブナ科の樹木をいう。
- (2) 被害木の処理 被害木を伐倒した後に破砕、又は運搬、焼却処理し、カシノナガキクイムシを物理的に殺虫することをいう。
- (3) 所有者等 被害木の所有者又は管理者（土地所有者の同意を受けている者に限る。）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、

- (1) から(3)のいずれにも該当するものであること。
  - (1) 所有者等である個人。ただし、次のいずれかに該当するものも含む。
    - (ア) 個人住宅専用の共同住宅における建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69条）第3条に規定する団体の代表者
    - (イ) 町内会、自治会等の代表者
  - (2) 同一年度内にこの要綱に規定する補助金、及び本市の既成宅地防災工事等助成要綱第3条第1項第3号に規定する工事に係る補助金（以下「既成宅地補助金」という。）その他同様の趣旨の他の補助金の交付を受けていない者
  - (3) 市税を滞納していない者

(補助対象となる被害木)

第4条 補助の対象となる被害木は、当該被害木が倒れること等により自己又は他人の生命、身体又は財産に被害が生じるおそれのある被害木とする。ただし、既成宅地補助金の対象となるものを除く。

(補助対象経費等)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、被害木

の処理に係る費用とする。

(補助金額)

第6条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)交付基準額とのいずれか低い額とし、20万円を限度とする。

2 交付基準額は、次の各号に掲げる被害木の区分に従い、当該各号に掲げる額の合計額とする。

(1) 直径20センチメートル以下の被害木 1本につき14,000円

(2) 直径20センチメートルを超え30センチメートル以下の被害木 1本につき26,000円

(3) 直径30センチメートルを超え40センチメートル以下の被害木 1本につき33,000円

(4) 直径40センチメートルを超え50センチメートル以下の被害木 1本につき56,000円

(5) 直径50センチメートルを超え60センチメートル以下の被害木 1本につき97,000円

(6) 直径60センチメートルを超える被害木 1本につき20万円

(事前相談)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、規則第4条に規定する申請をするにあたり、当該行為の内容等について、あらかじめ市長に相談するものとする。

(交付申請)

第8条 補助金等交付申請書に添付する書類については、規則第4条第2号に規定する書類は省略するものとし、同条第3号に規定するその他参考となる書類は、次のとおりとする。

(1) 被害木の位置図

(2) 対象となる被害木の写真(周辺状況、被害状況、直径等がわかる写真)

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金交付決定者の責務)

第9条 補助金交付決定者は、被害木の処理に際し近隣住民等との関係に十分配慮するよう努めなければならない。

(実績報告)

第10条 規則第10条に規定する実績報告書は、当該補助事業の完了の日の翌日から起算して30日を経過した日又は当該補助金の交付決定があった日の属す

る年度の2月末日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

2 規則第10条に規定する市長の定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 補助対象経費の領収書等の写し

(2) 補助対象経費の内訳が確認できる書類

(3) 被害木を伐倒した状況が分かる写真

(4) 伐倒した被害木を破砕又は焼却処理のため、処置場へ運搬した状況が分かる写真

(5) その他市長が必要と認める書類

(その他の事項)

第11条 この要綱の施行に必要な事項は、環境政策部長が定める。

附 則

(施行期間)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日に効力を失う。